

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第22号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
知事	本庁	略		略		略	
		政策部	略	略	政策部	略	略
			政策調整監（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「行政組織規則」という。）第22条第2項に規定するものに限る。） <u>調整監</u>	2種		政策調整監（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「行政組織規則」という。）第22条第2項に規定するものに限る。）	2種
			さがデザイン総括監	2種		さがデザイン総括監	2種
			政策調整監（行政組織規則第27条の2第1項に規定するものに限る。）	4種	<u>政策調整監（行政組織規則第23条第2項に規定するものに限る。）</u>	3種	
	略	略	<u>調整監</u>	3種			
		政策調整監（行政組織規則第27条の2第1項に規定するものに限る。）	4種	政策調整監（行政組織規則第27条の2第1項に規定するものに限る。）	4種		
		略	略	略	略		
略		略		略		略	

改正前					改正後				
略	現地 機関	政策部	首都圏事務所長	2種	現地 機関	政策部	首都圏事務所長	1種	
		略				略			
	略				略				

附 則

この規則は、令和2年10月7日から施行する。